

東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和7年1月
東三河広域連合

目次

東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 基本的な考え方	1
(1) 策定の背景及び趣旨	
(2) 総合戦略の位置付け及び計画期間	
2. 目指すべき地域の将来像	2
3. 基本目標と具体的な施策	3
基本目標1. 人の流れづくり	4
◆施策1-1 東三河住民の交流拡大	5
◆施策1-2 東三河の魅力発信	6
基本目標2. 若者の生業づくり	7
◆施策2-1 東三河就業の理解促進	8
◆施策2-2 チャレンジの機会提供	9
基本目標3. セーフティネットづくり	10
◆施策3-1 窓口業務等のデジタル化	11
◆施策3-2 介護人材の確保	12
4. 総合戦略の推進	13
(1) 推進体制	
(2) 継続的な改善	
(3) SDGs（持続可能な開発目標）との連動	
【資料編】	14
(1) 策定経過	
(2) 要綱	
①東三河まち・ひと・しごと創生本部設置要綱	
②東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱	

1. 基本的な考え方

(1) 策定の背景及び趣旨

- 東三河広域連合（以下「広域連合」という。）は、令和2年1月に策定した第2期東三河創生戦略（東三河人口ビジョン及び東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づき、人口減少に歯止めをかけ、安心して暮らせる地域とするための施策を推進してきました。
- しかしながら、出生数の減少や若者の流出は今もなお続いており、東三河地域の将来見通しは厳しいものがあります。他方で、AIなど革新的なデジタル技術の社会実装が急速に進んでおり、地方行政も住民サービスの維持・向上を図るためデジタル化への一層の対応が求められています。
- そのような中、国は、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会とすることを目指し、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、デジタル技術の活用により地方創生をさらに加速化・深化させていくこととしました。これを受け、県は令和5年10月に「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略2023－2027（愛知県人口問題対策プラン）」を策定し、各市町村においては、国や県の動向を踏まえ、それぞれ総合戦略の策定または改定を進めています。
- 広域連合としても、変わりゆく社会に適応し8市町村が一体となって共通の地域課題に取り組むことがますます重要になっているとの考えから、第2期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間終了に合わせ、東三河の人口の現状分析を踏まえた「第3期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「本総合戦略」という。）を定め、持続可能な東三河の地域づくりに資する施策を広域的かつ計画的に展開してまいります。

(2) 総合戦略の位置付け及び計画期間

- 本総合戦略は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するもので、国や県の総合戦略を勘案しながら、構成市町村の総合戦略及び東三河県庁を中心に地域の産学官で推進する「東三河振興ビジョン」と整合性を保ち、相互に連携を図ることができるものとし、ます。
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度（2025年度から2029年度）までの5か年とし、地方創生を取り巻く環境の変化や、施策の効果検証の結果等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

2. 目指すべき地域の将来像

- 東三河地域の人口は、国勢調査では平成 17 年（2005 年）を境に、人口減少に転じ、近年はその傾向がさらに強くなっており、今後の人口減少、少子化・高齢化の進行により、地域における担い手の確保、公共サービスの維持等の課題が顕在化することが懸念されます。
- こうした中、地域住民に最も身近な市町村を広域連携とデジタルの力によりつなぎ合わせ、その魅力と活力を最大限発揮することで、東三河に住む全ての人が、将来に希望を持ち、住み続けたいと感じられる地域を目指す必要があると考えます。
- そこで、広域連合の目指すべき地域の将来像を次のとおり定め、その実現に向けて東三河 8 市町村（構成市町村）とともに、地域づくりに関わる様々な主体と連携しながら戦略的に取り組むこととします。

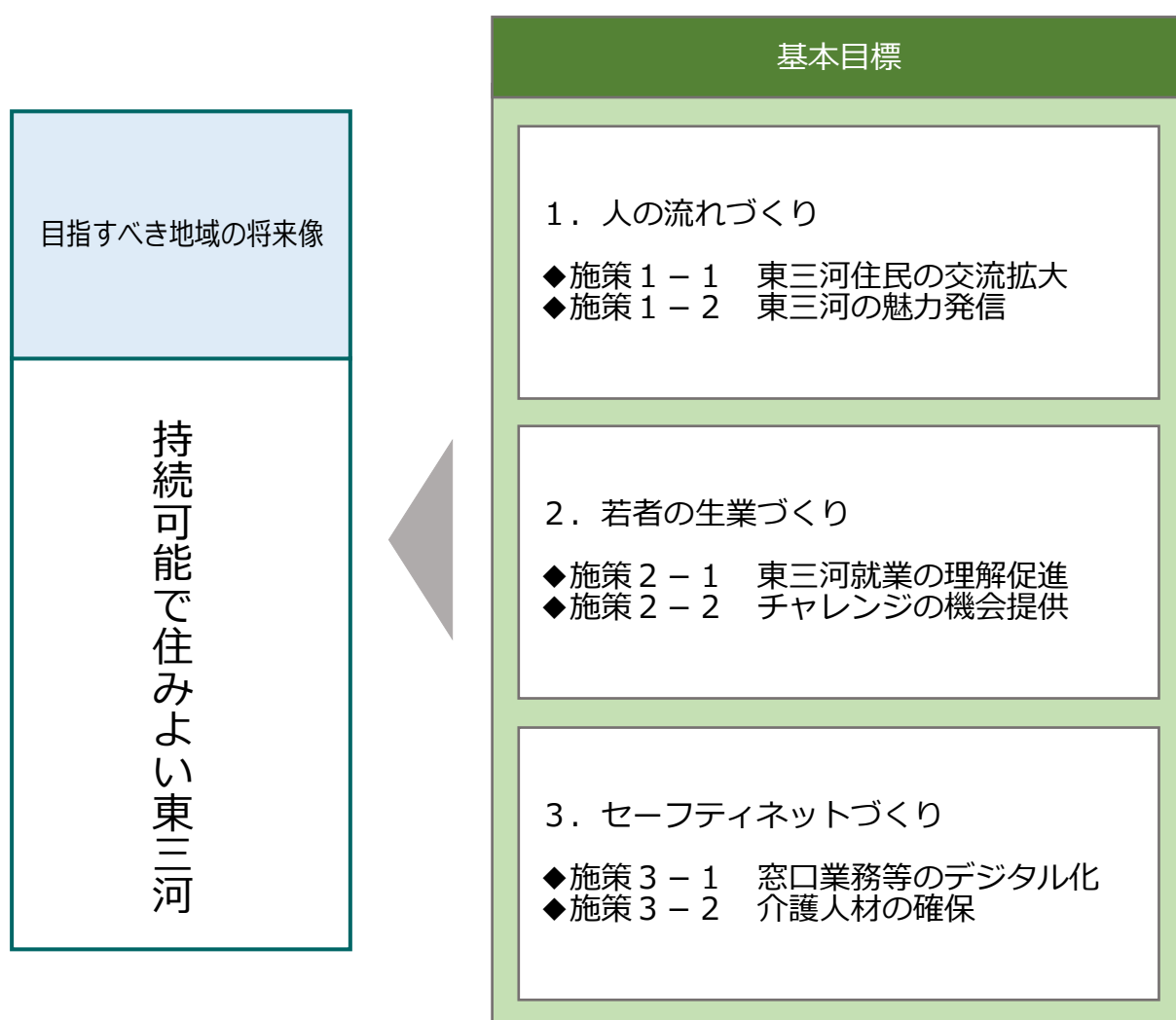
目指すべき地域の将来像

○持続可能で住みよい東三河

地域に人の流れを創り出すことで、東三河の新たな魅力と活力を創造するとともに、「東三河はひとつ」を合言葉に 8 市町村が手を携え、広域連携とデジタル技術の活用によるシナジー効果を発揮し、将来にわたり輝き続ける地域づくりを進めます。

3. 基本目標と具体的な施策

- 目指すべき地域の将来像の実現に向けた基本目標と具体的な施策を次のとおり設定します。



基本目標 1. 人の流れづくり

//// 方向性と目標 ////

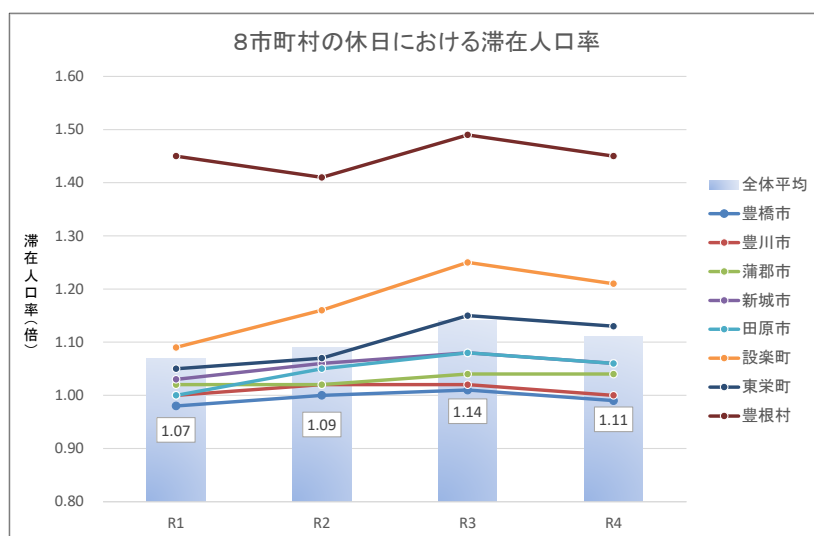
地方創生に伴う自治体競争が激しさを増す中で、他との差別化を図り多くの人々に“選ばれるまち”となるためには、自らの魅力向上の取組に加え、行政区域を超えたスケールメリットによる付加価値の形成に努めることが有効です。

東三河は、山間部から沿岸部に及ぶ多様で豊かな自然に恵まれ、豊川流域の水を軸に一体的に発展してきました。そして、世代を超え継承されてきた伝統文化、歴史的な建造物、美味しい食べ物など、他に誇れる地域資源を数多く育んできました。しかし、これらは、住民でさえ触れたことのないものや単独では訴求力が乏しいものもあり、十分にその良さが生かされているとは言い難い状況にあります。このため、個々の地域資源を広域で取りまとめ効果的に発信することで、東三河の魅力を高めるとともに、より多くの人々の利活用を促進し地域全体の活性化を図る必要があります。

そこで、多くの人が行き交い、新たな価値が生まれ循環する地域を目指して、地域資源を生かした住民の交流拡大と東三河の魅力発信に取り組みます。

数値目標	基準値 (R4)	目標値 (R11)
8市町村の休日における滞在人口率	1.11 倍	1.15 倍

指標：「RESAS（地域経済分析システム）-滞在人口率-」を基に算出したもので、過去の最大値を上回ることを目標としました。



//// 施策と主な事業 ////

◆施策 1-1 東三河住民の交流拡大

- 住民の東三河への理解を深めるとともに豊川流域の一体感の醸成を図るため、水や森林に関わりを持つ様々な主体と連携しながら市町村界を越えた住民の交流を促進します。

重要業績評価指標（K P I）	基準値（R5）	目標値（R11）
公共施設の相互利用の割合	32.7%	40.0%

指標：全ての利用者のうち居住地以外の施設でほの国こどもパスポートを使用した利用者の占める割合で、現状値の2割増を目標としました。

《具体的な事業》

事業名	概 要
豊川流域の交流促進事業	東三河の中で豊川流域の水と森林が担う役割について、住民の理解を促進するため、関係団体やNPOと連携して水利用や森林保全などをテーマとした学習や交流の機会を創出します。
山村都市交流拠点施設整備事業	設楽ダム近隣地に整備を予定する山村都市交流拠点施設について、土地利用、導入機能、整備スケジュール等を明らかにした基本計画等を策定します。
ほの国こどもパスポート事業	児童生徒の東三河に対する愛着を育み住民交流の活性化を図るため、構成市町村とともに、子どもたちの東三河の公共施設等の使用を無償化する「ほの国こどもパスポート事業」を推進します。

//// 施策と主な事業 ////

◆施策 1-2 東三河の魅力発信

- 多くの人々から関心を持たれ選ばれる東三河となるよう、地域の事業者の参加、協力を得ながら戦略的な情報発信を行います。

重要業績評価指標（K P I）	基準値（R5）	目標値（R11）
エンゲージメント・フォロワー数	2,117 人	4,400 人

指標：公式インスタグラムのエンゲージメント率（関心を持つ者の割合）×フォロワー数により算出し、現状値の2倍増を目標としました。

《具体的な事業》

事業名	概 要
東三河バリュー発信事業	東三河の良好なイメージの形成を図るため、美しい自然、伝統文化、鉄道など地域の持つ価値をデザイン思考※やデジタル活用など新たな手法を取り入れながら、効果的に発信します。
東三河産品プロモーション事業	東三河DMOとも連携し、当地域ならではの付加価値の創出に向け、地域の事業者のブランディングを支援するとともに、食や加工品など複数の地域資源を取りまとめ、一体的に発信します。

※ユーザーの視点に立って本質的なニーズを見つけ、課題解決に役立てる思考・手法

なりわい 基本目標 2. 若者の生業づくり

//// 方向性と目標 ////

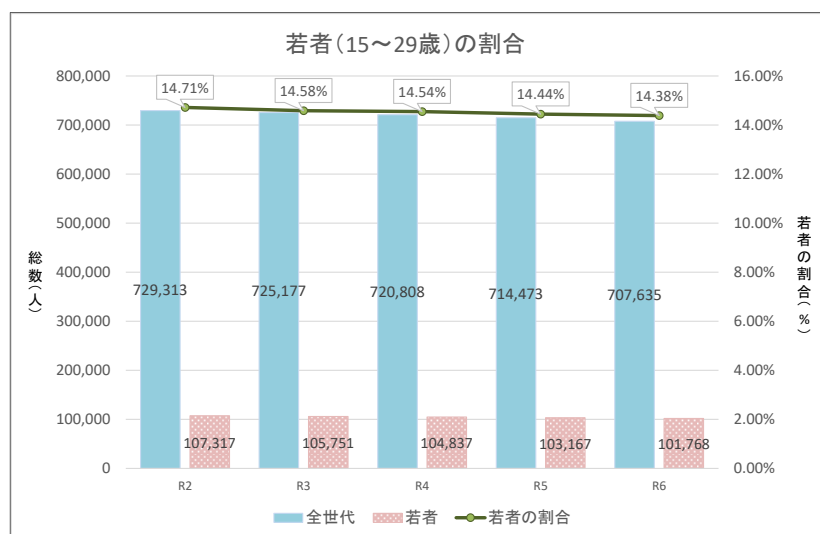
東三河の人口動態は、長引く少子化・高齢化の影響で、全国と同様に死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態にあります。加えて、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態にあり、特に近年は、20代を中心とした若い層の名古屋圏や東京圏への転出超過の傾向が顕著になっています。これは就職等の進路選択が契機になっているものと考えています。

東三河は、農商工それぞれ生産力が強いバランスのとれた産業が形成されており、国内有数の大手企業に加え市場で高いシェアを誇る中小企業など優れた事業者のほか、福祉、教育、まちづくりなど公益目的の事業も各地で盛んに行われています。しかしながら、その多くは、若者に対する知名度が低く事業の具体的なイメージも伝わりにくいため、若者の就職等の選択肢になりにくいのが現状です。

こうした状況を踏まえ、若い世代の地域への定着さらには将来の活躍を促すため、学生をはじめ若者が東三河で働くことや事業を始めることについて具体的に考えることのできる機会を提供します。

数値目標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
若者 (15～29 歳) の割合	14.38%	14.72%

指標：総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に算出したもので、過去の最大値を上回ることを目標としました。



//// 施策と主な事業 ////

◆施策 2-1 東三河就業の理解促進

- 東三河で働くことを選択肢に持つ若者を地域につなぎとめるため、地域の教育機関や民間団体と連携し、若者が東三河での就業について具体的に考え認識を得ることのできる機会をつくとともに、その成果を地域内外に発信します。

重要業績評価指標（K P I）	基準値 (R5)	目標値 (R7～R11)
事業に参加した学生等の数	11 人	300 人

指標：事業への参加者数の合計で、今後 5 年間の累計で 300 人まで増やすことを目標としました。

《具体的な事業》

事業名	概 要
学生向け地域就業促進事業	地域の大学や高校の協力を得て、東三河の学生を対象に地域の事業所等で働く姿を実感することのできる機会を創出します。
東三河での働き方発信事業	地域の経済団体、事業者と連携して東三河の企業への就職、就農・就林、ソーシャルビジネス※などの様々な働き方やその魅力などをとりまとめ、地域内外に発信します。

※様々な社会問題や課題をビジネスの手法をもって解決することを目的とした活動

//// 施策と主な事業 ////

◆施策 2-2 チャレンジの機会提供

- 新事業に意欲的な若者の東三河での活躍を促進するため、産学官連携の下で交流や共創の機会を提供するとともに、その成果を地域内外に発信します。

重要業績評価指標（K P I）	基準値 （R5）	目標値 （R7～R11）
ビジネスプランコンテストの応募件数	138 件	750 件

指標：ビジネスプランコンテストへの応募件数の合計で、今後 5 年間の累計で 750 件まで増やすことを目標としました。

《具体的な事業》

事業名	概 要
東三河ビジネスプランコンテストの支援	新たな事業の創出と担い手の発掘を図るため、産学官連携の下で運営されている「東三河ビジネスプランコンテスト」を支援し東三河地域内外の起業家や学生の参加を促進します。
東三河スタートアップの支援	東三河における事業創出の取組を促進するため、「東三河スタートアップ推進協議会」の活動を通じた交流機会の提供など、意欲ある若者を広域的に支援します。

基本目標 3. セーフティネットづくり

//// 方向性と目標 ////

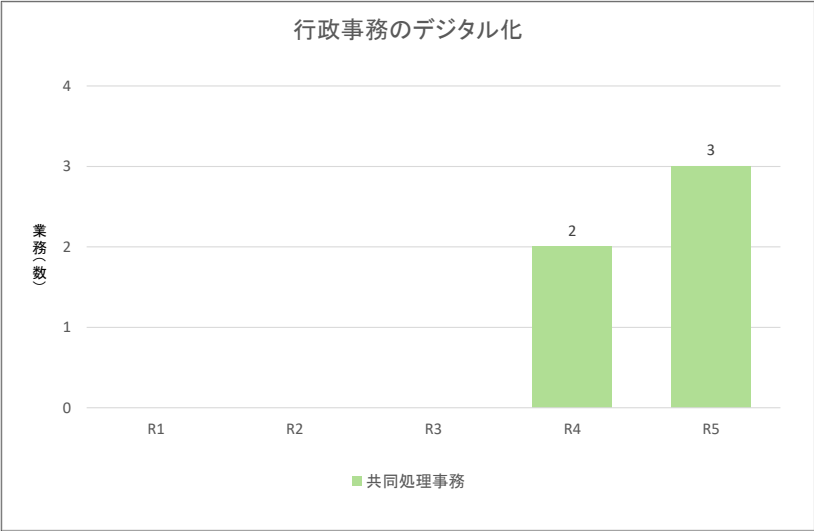
東三河が豊かで住みよい地域であり続けるには、安心な暮らしを支える身近な行政サービスが確保されている必要があります。東三河は、山間域から沿岸域まで区域が広く、特に広域にわたり処理する行政事務については、時間的・空間的な制約を可能な限り小さくするためにも、ネットワークを中心としたデジタル技術の活用が欠かせません。

このため、広域連合の所掌する事務について、住民サービスの利便性を高めるとともに持続可能なものとするため、窓口業務や事務処理のデジタル化を積極的に進めます。

また、高齢化が進行する中で東三河の介護保険者として、この地域の高齢者がいつまでも健やかで安心して暮らせるように、介護を必要とする高齢者等に対して必要なサービスを適切に提供することができるよう、広域的な観点から介護人材の安定的な確保に取り組みます。

数値目標	基準値（R5）	目標値（R11）
行政事務のデジタル化	3 業務	8 業務

指標：新たにデジタル技術を導入した業務の数で、今後5年間で8業務まで増やすことを目標としました。



//// 施策と主な事業 ////

◆施策 3-1 窓口業務等のデジタル化

- 身近な場所で、さらには自宅に居ながらにして広域連合が提供する住民サービスを受けることができるよう、窓口業務等の電子化やオンライン化を推進します。

重要業績評価指標（K P I）	基準値（R5）	目標値（R11）
I C T等を活用した窓口課題の解決	—	4 事例

指標：I C T等を導入することで窓口業務の課題解決につながる事例について、今後5年間で4事例まで増やすことを目標としました。

《具体的な事業》

事業名	概 要
消費生活相談体制の整備	住民にとってより利便性の高い消費生活相談とするため、デジタル相談ツール、I C T等を活用した相談体制を構築します。
一般旅券の発給申請事務の処理	パスポート発給申請者の利便性を高めるため、国の制度改正に合わせて一般旅券発給のオンライン申請を実施します。
広域連合事務へのI C T等導入	介護保険事業や障害支援区分認定審査会など、広域連合の様々な事務処理において、電子申請、W e b会議の活用を推進するほか、A I 導入、データ活用等による合理化を推進します。
広域連合ホームページの機能拡充	多様化する住民ニーズに応えるとともに、ユニバーサルな情報発信となるよう、外国人を含む広く住民との接点となる広域連合ホームページ機能の拡充を図ります。

//// 施策と主な事業 ////

◆施策 3-2 介護人材の確保

- 東三河における介護人材の確保を図るため、民間事業者のノウハウを活用した実地研修等人材育成と直接雇用を促進します。

重要業績評価指標（K P I）	基準値 （R5）	目標値 （R7～R11）
直接雇用者数	19 人	100 人

指標：介護事業所が人材マッチングを通して直接雇用した職員の数で、今後5年間の累計で100人まで増やすことを目標としました。

《具体的な事業》

事業名	概 要
介護人材活用促進事業	介護人材の雇用を創出するため、人材派遣等の民間ノウハウを活用して介護職を希望する人材の確保や育成を図るとともに、事業所等との人材マッチングを支援し直接雇用の機会を創出します。

4. 総合戦略の推進

(1) 推進体制

- 本総合戦略は、広域連合長を本部長、副広域連合長を本部員とする「東三河まち・ひと・しごと創生本部」において、産学官金労言の代表者などで構成する「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」の意見等を踏まえながら、全体の進行管理を行います。
- 個々の施策については、東三河 8 市町村（構成市町村）と十分に連携し、各市町村の取組をつなぎ相乗効果を図るという観点も持ちながら、より効果的かつ効率的に推進します。

(2) 継続的な改善

- 本総合戦略では 5 年間の取組に対する各基本目標に係る数値目標を設定するとともに、それぞれの具体的な施策については毎年、重要業績評価指標（K P I）を基本とした成果の検証を行い、P D C A を回すことで不断の改善に努めます。
- 成果の検証に際しては、「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」から意見を伺い、次の改善策等への反映に努めます。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との連動

- S D G s（Sustainable Development Goals）とは、2015 年に国連サミットが採択した 2016 年から 2030 年までの国際目標で、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指した国際社会全体の開発目標です。
- 本総合戦略は、「目指すべき地域の将来像」や「基本目標」、「具体的な施策」が S D G s の理念と重なるため、S D G s の 17 の目標と各施策を関連付けながら全体を推進していきます。



【 資料編 】

本総合戦略は、「東三河まち・ひと・しごと創生本部」が「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」の意見を踏まえながら、広域連合議会「みらい広域委員会」に説明し住民の「パブリックコメント」に付し策定したものです。

（１）策定経過

年月日	策定組織	議会・住民
令和 6 年 4 月 22 日	第 1 回創生本部 ・第 3 期総合戦略策定までのスケジュール	
5 月 28 日	第 1 回推進協議会 ・第 2 期総合戦略の検証について ・第 3 期総合戦略骨子（案）について ・第 3 期総合戦略策定までのスケジュール	
7 月 4 日	第 2 回創生本部 ・第 2 期総合戦略の検証について ・第 3 期総合戦略骨子（案）について	
9 月 25 日	第 2 回推進協議会 ・第 3 期総合戦略（案）について	
10 月 11 日	第 3 回創生本部 ・第 3 期総合戦略（案）について	
10 月 21 日		広域連合議会みらい広域委員会 ・第 3 期総合戦略（案）について
10 月 31 日 ～11 月 29 日		パブリックコメント ・第 3 期総合戦略（案）について
令和 7 年 1 月 9 日	第 4 回創生本部 ・第 3 期総合戦略（案）について	

* 「創生本部」 …… 「東三河まち・ひと・しごと創生本部」

* 「推進協議会」 …… 「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」

(2) 要綱

①東三河まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の趣旨を踏まえ、今後の人口減少に対応したまちづくりを進めるため、東三河まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 東三河人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、広域連合長、副広域連合長の職にある者をもって組織する。

2 創生本部に、本部長、副本部長を置く。

3 本部長は広域連合長をもって充て、副本部長は東三河広域連合長の職務代理者の順序を定める規則（平成27年東三河広域連合規則第4号）第2条の規定による順位上位者をもって充てる。

4 本部長は、創生本部の会務を総理する。

5 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

6 本部長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じ創生本部を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第5条 創生本部の庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

②東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 東三河広域連合は、東三河人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映するため、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関し関係者の意見を取りまとめること。
- (2) 総合戦略の効果検証に関すること。

(委員の構成)

第3条 協議会は、産業界、大学、行政機関、金融機関、労働団体、メディアの代表者等、広域連合長が委嘱した者をもって組織する。

2 会長は、広域連合長が指名する者をもって充て、会務を総理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 委員名簿

令和7年1月現在

所属等	氏 名
東三河広域経済連合会 東三河産業創出協議会 会長	◎松井 孝悦
一般社団法人ほの国東三河観光ビューロー マーケティングディレクター	田中 三文
愛知みなみ農業協同組合 代表理事専務	間瀬 浩文
愛知大学 非常勤講師	高橋 大輔
蒲郡信用金庫 専務理事	渡会 政彦
連合愛知豊橋地域協議会 代表	山本 貴士
中日新聞豊橋総局 総局長	筒井 厚至
特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワーク 代表理事	神谷 典江
芝浦工業大学 准教授	水谷 晃啓
動画クリエイター・インフルエンサー	岸 夏苗
愛知県東三河総局 企画調整部長	伊藤 弘人

◎…会長

(敬称略、順不同)

東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和7年1月

作成・発行 東三河広域連合（総務部総務課）
所在地 〒440-0806
愛知県豊橋市八町通二丁目16番地
豊橋市職員会館 4階
電話番号 0532-35-6000
ホームページ <http://www.east-mikawa.jp/>

